

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

令和6年3月4日
あいち尾東農業協同組合

当組合は、「農」を基本とし、組合員・利用者の皆さま、地域社会とのつながりを大切に、信頼されるよきパートナーとして期待に応える事業活動を展開し、人と地域のための「暮らしの拠点」でありつづけることを経営理念として掲げています。

この取組みのもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じた豊かな生活づくりに貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、より組合員・利用者の皆さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

注) 共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、JA共済連）が、共同で事業運営しております。JA共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、JA共済連のホームページをご参照ください。

1. 組合員・利用者の皆さまへの最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

特定の投資運用会社の商品に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等を踏まえたうえで、組合員・利用者の皆さまの多様なニーズにお応えできるものを選定いたします。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

(2) 金融商品ラインアップの考え方

当組合では、様々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、組合員・利用者の皆さまにとっての選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞った「JAバンクセレクトファンド」をご用意しております。

「JAバンクセレクトファンド」のラインアップは、主に以下の基準をもとに商品を選定しております。

①長期投資

将来の備えに向けて、「長期投資」を前提とした投資信託であること

②手数料

手数料が良心的な水準であること

③運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること

④将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては、過度に分配金を捻

出する投資信託ではないこと

⑤運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること

(3) 共済仕組み・サービス

当組合は、組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、最良・最適な共済仕組み・サービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組みの提供は実施しておりません。

【原則2本文及び(注)、原則3(注)、原則6本文及び(注2、3)】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、資産形成のための各種税制優遇制度や、公的保険制度等にかかる情報提供を行い、組合員・利用者の皆さまにふさわしい金融商品・共済をご提案いたします。

(2) 組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、金融商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、重要情報シート等を使用し分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供いたします。また、組合員・利用者の皆さまの保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向をタブレット端末等にて的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう分かりやすく重要事項をご説明いたします。

(3) 組合員・利用者の皆さまにご負担いただく金融商品の手数料について、組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

なお、共済の保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。

(4) 金融商品のご案内時には、販売手数料の多寡に関わらず、組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、ご意向に沿った金融商品をご提案いたします。

(5) 資産形成や老後の備えに対するニーズに対しては、つみたてNISAやiDeCo、年金共済をご提案いたします。

(6) ご高齢の組合員・利用者の皆さまには、原則として家族等の同席を求め、当組合の役席者が同席する等、商品の理解度をより十分に確認しながら説明を行うとともに、事前に審査を行うなど慎重な対応を実施いたします。

(7) 市場状況や運用状況等を踏まえた定期的なアフターフォローを行い契約後も組合員・利用者の皆さまの投資意向やライフプランの変化等を確認することで組合員・利用者の皆さまの意向に添って対応をいたします。

【原則2本文及び(注)、原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) 当組合は、金融商品取引法、農業協同組合法、系統金融機関向けの総合的な監督指針等に基づき、利益相反管理体制等を整備するための「利益相反管理方針」を定めております。
- (2) 組合員・利用者の皆さまへの金融商品の選定・情報提供、共済仕組みのご提案・ご契約にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理いたします。

【原則3本文及び（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導やF P 2級等の資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築いたします。
- (2) 渉外担当者への提案力向上の為の指導、育成、助言等を行う職員を配置し、組合員・利用者の皆さまから期待されるサービスの提供と、様々な相談に対応できる人材を育成いたします。
- (3) 組合員・利用者の皆さまから頂いた様々な「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、組合員・利用者の皆さまの立場に立った提案等を行い、これからの業務改善に取り組んでまいります。

【原則2本文及び（注）、原則6（注5）、原則7本文及び（注）】

※上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

以上